

## 定例懇談会資料

### 【総務課】

給与所得の源泉徴収票の提出方法に係る改正について

### 【税務広報広聴官】

令和8年度租税教室について

### 【管理運営部門】

1 令和7年分所得税の予定納税について

予定納税額通知書等の発送予定日	令和8年6月15日(月)
第1期分減額申請期限	令和8年7月15日(水)
第1期分納期限及び口座振替日	令和8年7月31日(金)

2 窓口業務について

### 【個人課税部門】

令和7年分確定申告書の提出状況について

### 【資産課税部門】

資産税事務のエリアー一体運営について

令和9年1月から

# 源泉徴収票の提出方法が変わります

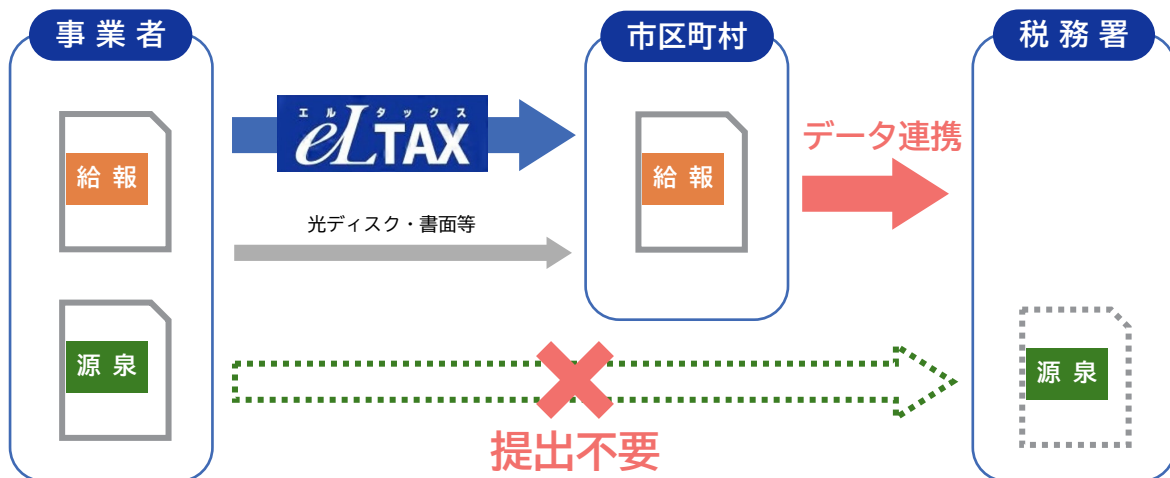
## 改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしてもっと効率的に提出できますか・・・？



を使えば、**各市区町村へ自動振り分け提出！**



国税庁



総務省



地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

# まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

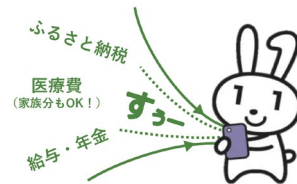
✓ **個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！**

従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

**令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！**

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合  
マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるため  
入力ミスの心配もなく、**簡単・便利に確定申告書が作成**できます。



令和8年9月24日以降 **eLTAX** が便利になります

✓ **サービス提供時間の拡大** 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ **GビズIDログイン機能の実装** eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

## Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまで、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eLTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

## 参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

# 税務署窓口における納税等の受付時間について

## 1 納税等の受付時間

福岡国税局では、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、各種手続きのオンライン利用を推進しており、国税の納付については各種キャッシュレス納付、納税証明書の請求についてはオンライン請求の手続きを提供しています。

こうした各種オンライン手続きの拡充を鑑み、窓口事務の効率化を図るため、福岡国税局管内の全税務署において、令和7年8月以降、窓口における納付及び納税証明書の請求の受付時間を、「原則、9時から15時まで」に短縮することとしましたので、来署される場合は、上記時間内にお越しいただくよう、御理解・御協力をお願いいたします。

## 2 国税の納付

国税の納付については、税務署窓口での納付に代わる手段として、振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付を御利用いただきますようお願いいたします。

詳細は、[「納税は自宅等からキャッシュレス！」](#)をご覧ください。

## 3 納税証明書の請求

納税証明書の請求に当たっては、e-Taxによるオンライン申請及びインターネットバンキング等による手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく納税証明書を受け取ることが可能ですので、是非、御利用をお願いいたします。

詳細は、[「納税証明書は自宅等からオンライン請求！」](#)をご覧ください。

※PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合は[こちら](#)をご覧ください。

令和7年分 確定申告書の提出状況(令和8年3月31日現在)

(単位:件)

		令和7年分		令和6年分		増減	対前年比
		件数	利用率	件数	利用率		
所得税	提出件数	71,119	—	72,000	—	△881	98.8%
	内 e-Tax 件数	53,417	75.1%	52,736	73.2%	681	101.3%
消費税	提出件数	7,996	—	7,956	—	40	100.5%
	内 e-Tax 件数	6,488	81.1%	6,293	79.1%	195	103.1%

## 資産税事務のエリア一体運営について

資産税事務については、限られた人員の中での的確な事務処理を行いつつ、効果的かつ効率的な事務運営を行って行く必要があるため、「資産税事務のエリア一体運営」を実施しております。

この取組はエリア内の税務署（中心署）の資産税事務を担当する職員が資産税事務を担当する職員を配置しない対象署（無配置署）を定期的に巡回して資産税事務を処理するものです。

対象署（無配置署）の資産税事務に関するお問合せは、中心署の資産課税（担当）部門へお願いします。

また、対象署（無配置署）の資産税事務について、中心署の職員から納税者や税理士の方に問い合わせさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 資産税事務・・・相続税、贈与税、譲渡所得、山林所得等に関する事務をいいます。

### 「資産税事務のエリア一体運営」の実施署

中心署	対象署（無配置署）
小倉署	門司署、 <span style="border: 1px solid black;">若松署</span> 、行橋署
博多署	直方署、飯塚署、田川署 吉岐署、厳原署
西福岡署	唐津署
久留米署	<span style="border: 1px solid black;">大牟田署</span> 、甘木署 <span style="border: 1px solid black;">八女署</span> 、大川署
佐賀署	<span style="border: 1px solid black;">鳥栖署</span> 、武雄署
長崎署	島原署、 <span style="border: 1px solid black;">諫早署</span> 、福江署
佐世保署	伊万里署、平戸署

(注) □ 囲みの署は令和8年7月10日以降、資産税事務を担当する職員を配置しない署（無配置署）を示しています。